

要　望　書

全国警備業連盟

全警連発第 7 号
令和 3 年 1 月 13 日

全国警備業連盟
理事長 青山 幸恭

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望（第四弾）について

謹 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟に対し、格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、厳しさを増す現下の感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和 3 年 1 月 7 日に緊急事態宣言が行われ、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を実施すべき区域として、1 月 8 日から緊急事態措置が実施されるとともに、大阪府等 7 府県への実施区域の拡大も検討されています。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を乗り越えるためには、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、対策に取り組む必要があると考えていますが、私共警備業といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下においても、社会の安定の維持を目的として、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する重要な役割を担っていると認識するとともに、緊急事態宣言を実効あらしめるための業務は、警備業が対応するにふさわしい業務であると考えています。

こうした認識のもと、最前線で警備に当たる警備員の健康を守りながら、各種警備業務を適正に実施するため、ワクチンの優先接種の対象に、医療従事者等と同様の業務を行っている警備員を位置付けることについて検討いただくとともに、下記の事項について必要な支援策を講じていただきますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1. 警備業の果たす役割

警備業として、緊急事態措置の実施時含め、下記の業務において、新型コロナウイルス感染症対策において役割を果たしていきたいと考えていますが、国や地方公共団体、医療機関や高齢者施設、電気・ガス・輸送・通信事業者等の公益的な事業者、空港や宿泊施設、金融機関等の警備業務を発注する主体においてもご協力いただく必要があることから、適正な業務実施に当たり、関係省庁、地方公共団体及び関係業界のご理解を賜るよう、必要なご支援をお願いしたい。

- ① 営業時間短縮や外出自粛の要請・指示が行われた地域の見回り業務（営業店舗の確認や当該地域の警戒警備等）
- ② 医療機関（病院）や、電気又はガスの供給、輸送・通信及び公共放送等の公共性の高い事業を実施する施設に従事する施設警備業務（指定公共機関等の業務継続に不可欠な警備業務）
- ③ 緊急事態宣言により新たに想定される施設警備業務（海外に滞在歴のある者が待機する施設や、軽症者・無症状者を受け入れる宿泊療養施設等における警備業務）
- ④ 新型コロナウイルス関連の医療緊急物資等の貴重品を輸送する警備業務（ワクチンや人工呼吸器、その他精密機器等の輸送を行う場合の運搬警備業務）
- ⑤ ATMに現金を輸送する現金輸送警備業務（緊急事態宣言期間中においても必要不可欠な業務）

2. 警備業の「指定公共機関」追加に向けた取組への支援について

上記の業務は、従来から行っている業務概念に照らして、感染症対策における営業時間短縮や外出自粛の要請等を実効あらしめるため、警備業が対応するにふさわしい業務であります。

これらの業務を適正に実施するため、感染症対策における警備業の位置づけを明確にしていただく必要があることから、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症も適用されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の「指定公共機関」に警備業を追加することを検討願いたい（特措法施行令第3条第20号への「警備業者」の追加）。

- ・特措法第45条に規定する「感染を防止するための協力要請等」を特定都道府県知事が住民又は施設管理者等に行った際に、その実効性を担保するために必要な警備業務の需要に応ずるものと認められるもの
- ・新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の警備輸送業務の需要に応ずるものと認められるもの

以上